令和7年度
岐阜市サービス提供事業所研修会
（障害児通所支援等対象）

令和7年6月26日（木）

岐阜市　障がい福祉課　指導係

GIFU CITY

資料2

事業所等運営に関する基本的な事項について①
【障害児】

≪目次≫

- 令和7年4月からの適用事項
- 個別支援計画について
- 定員の遵守について
- 人員基準について
- その他

≪経過措置の終了について≫

- 基準改正により、以下の項目が義務化されています。
  →**経過措置の終了に伴い減算が開始されます。**

	項目	対象サービス	内容
1	支援プログラムの策定・公表 （支援プログラム未公表減算）	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	5領域を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画を策定・公表
2	業務継続計画の策定等の取り組み（BCP未策定減算）	全てのサービス	① 業務継続計画の策定 ②従業者に周知 ② 研修及び訓練の実施 ③ 訓練（シミュレーション）の実施
3	質の評価及び改善の内容を公表（自己評価未公表減算）	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 共生型通所支援支援	質の評価及び改善の内容について、おおむね1年以上に1回、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価を受け、公表及び指定権者に届け出を行う。

≪①支援プログラム未公表減算≫

- ＜対象サービス＞

  児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援

- ＜要件＞

  所定の日付までに「支援プログラム」の作成、公表および、岐阜市へ公表方法・公表内容の届出を行っていない事業所

≪①支援プログラム未公表減算≫

- ＜算定される単位数＞

所定単位数の100分の15を減算

- ＜適用期間＞

届出がされていない月から届出が解消されるに至った月まで

- ＜提出書類＞

1. 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書
2. 障害児通所支援給付費等の算定に係る体制等状況総括表

≪①支援プログラム未公表減算≫

- ＜支援プログラム参考様式＞

子ども家庭庁ホームページ

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki

にて児童発達支援・放課後等デイサービスそれぞれ掲載

≪②BCP未策定減算≫

➢ ＜対象サービス＞

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、**居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援**、計画相談支援、**障害児相談支援**、地域移行支援、地域定着支援

➢ ＜摘要＞

上記事業所における経過措置の終了に伴う未策定減算の開始

≪②BCP未策定減算≫

- ＜要件＞

感染症又は非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定

- ＜適用期間＞

減算の適用開始月基準を満たさない事実が生じた月から減算の適用終了月基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで

- ＜減算される単位数＞

所定単位数の3%または1%（サービスごとに規定）

≪③自己評価未公表減算≫

- ＜対象サービス＞

　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業者

- ＜要件＞

「自己評価結果等」について新たに事業所の指定を受けた日または前回の公表の実施時期から1年以内に公表、および岐阜市へ届出を行っていない事業所

≪③自己評価未公表減算≫

- ＜算定される単位数＞

所定単位数の100分の15を減算

- ＜適用期間＞

届出がされていない月から届出が解消されるに至った月まで

- ＜提出書類＞

1. 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書
2. 障害児通所支援給付費等の算定に係る体制等状況総括表

≪③自己評価未公表減算≫

- ＜様式等＞

岐阜市ホームページ

「児童発達支援等における自己評価の実施について」

https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1032876.html

支援提供の流れ：障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係

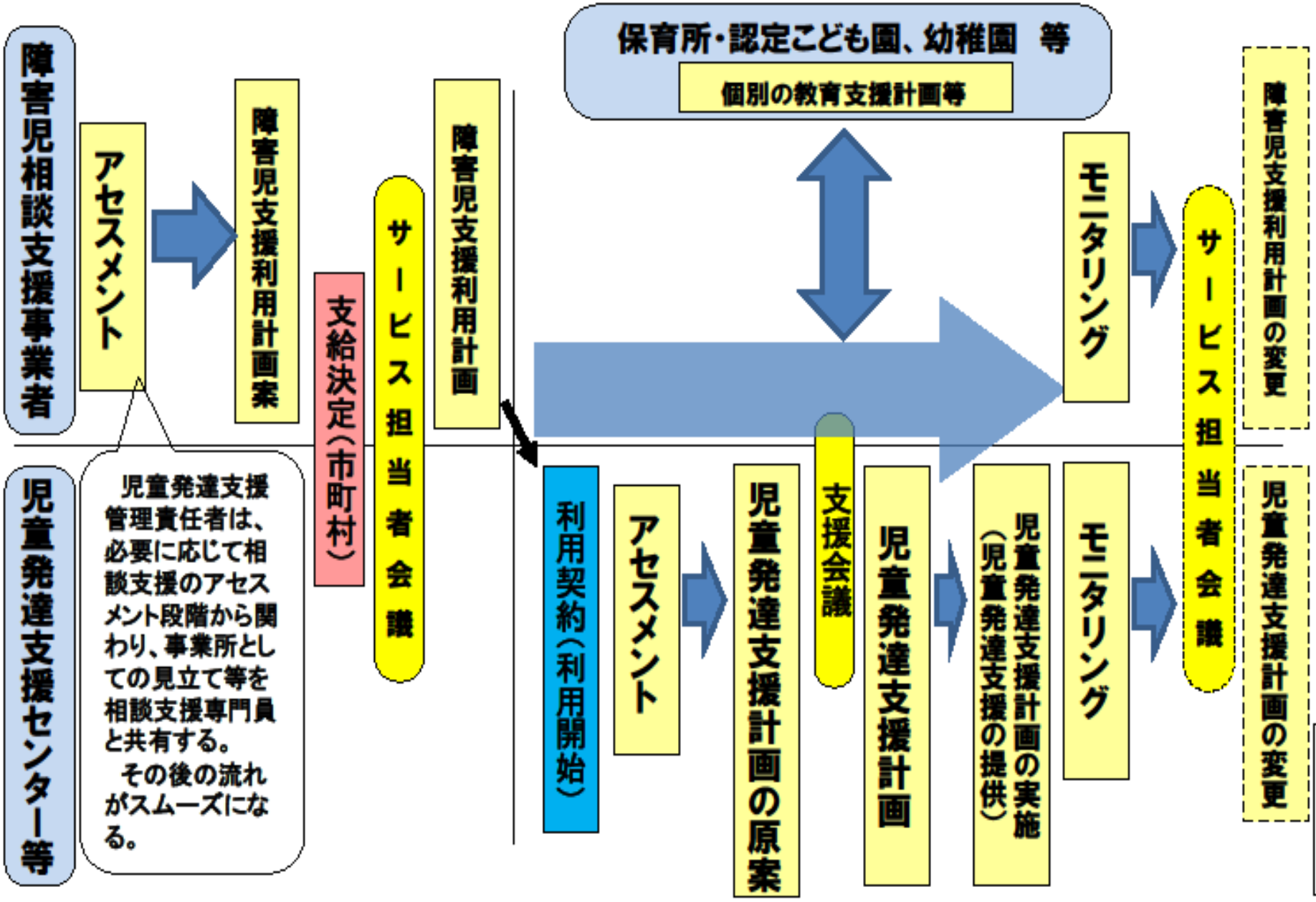

参考資料2

≪個別支援計画の作成に係る一連の流れ≫

(1)児童発達支援管理責任者が障害児及び通所支給決定保護者に面接してアセスメントを実施

(2)児童発達支援管理責任者が個別支援計画の原案を作成

(3)個別支援計画の作成に係る会議

(4)個別支援計画について、障害児及び通所給付決定保護者に対して説明をし、文書により同意を得ること

(5)保護者及び相談支援事業者に個別支援計画を交付

(6)サービス提供開始

(7)児童発達支援管理責任者は、通所給付決定保護者及び障害児に定期的な面接を行うことによるモニタリングを行うこと

≪注意事項(1)≫

- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価を行う観点から、支援時間に応じた時間区分が創設された。「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置づけられた内容の支援を行うのに要する**標準的な時間(個別支援計画において定めた提供時間)**とする
- 個別支援計画に位置づけられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、**速やかに**見直しを行うこと
- 適切なアセスメントの実施と子どもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」言語コミュニケーション」人間関係・社会性」)をすべて含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画において**5領域**とのつながりを**明確化**した上で提供することを求める。

≪注意事項(2)≫

- 相談支援専門員等が作成するサービス等利用計画に基づき、個別支援計画を作成すること
- 計画に位置付けが必要な加算を算定する場合は、忘れず記載すること
- 個別支援計画が画一的なものにならないようにすること
- 個別支援計画の見直しが必要となった場合については、(1)アセスメント～(5)個別支援計画の交付の手順を踏むこと
- 事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に個別支援計画の作成に係る業務を担当させること

■計画の作成等が必要な加算一覧（一部抜粋）

児童発達支援及び放課後等デイサービス	個別支援計画への位置づけ	別途定める計画が必要
専門的支援実施加算	○	専門的支援実施計画
延長支援加算	○	
子育てサポート加算	○	
入浴支援加算	○	安全計画
人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）	○	
保育・教育等移行支援加算	○	
家族支援加算	○	
放課後等デイサービス		
通所自立支援加算	○	安全計画
自立サポート加算	○	自立サポート計画
個別サポート加算（Ⅲ）	○	
強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）	○	支援計画シート
児童発達支援		
強度行動障害児支援加算	○	支援計画シート

≪個別支援計画未作成減算≫

- **＜適用期間および減算される単位数＞**

減算が適用される月から3月未満の月

→所定単位数の100分の30を減算

減算が適用される月から連続して3月以上の月

→所定単位数の100分の50を減算

- **＜具体的取扱い＞**

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。

(1)児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(2)基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

≪定員の遵守について≫

- **利用定員超過による運営基準違反**

事業所で定めた定員を超えての受け入れは、「やむを得ない事情」を除き、認められていません。単に「利用の申し込みがあったので受け入れた」は、やむを得ない事情にあたりません。

※「やむを得ない事情」：災害、虐待等の場合のみ

- 定員超過に係る減算対象となった場合、報酬の減算が必要です。

⇒減算にならない範囲なら受け入れて良いわけではありません。

事業所の運営規程で定めた利用定員を遵守してください

※必要があれば、定員の変更にてご対応ください

≪人員基準について≫

- **児童発達支援（センター以外）、放課後等デイサービス（重症心身障害児を対象とする場合）**

1. 嘱託医・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**1人以上**
2. 看護職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・1人以上
3. 児童指導員または保育士・・・1人以上
4. 機能訓練担当職員・・・・・・・・・1人以上
5. 児童発達支援管理責任者・・・1人以上

主たる対象とする障害を重度心身障害とする場合の児童発達支援、
放課後等デイサービス事業所では1人以上の嘱託医の配置が必要となる

≪人員基準について≫

- **下記の事例については、医師未配置による人員欠如の対象とみなします**

- 嘱託医契約はあるものの、年に数回、健康診断や予防接種のためにのみ来所し、診療等を行う

- 毎月の勤務実態がない

資料

障がい福祉課　支援係からのお願い

≪受給者証契約内容報告書の提出について≫

- 新規、更新、終了時に支援係に提出

1. 利用者と交わす契約において、支給決定期間の更新ごとに契約を交わしている場合は提出が必要。自動更新の規定がある場合は提出不要。
2. 就労系サービスにおいて、利用者が一般就労に至り、終了する場合は「一般就労」と記載。
3. 計画相談の終了の際には、利用者がサービス全部を終了するのかについても記入を。

≪問い合わせや書類提出に関する専用フォームについて≫

・福祉サービス受給者証に関すること ・その他	障がい福祉課支援係お問い合わせフォーム https://logoform.jp/form/BcLm/579618
・福祉サービス受給者証等に関する書類の提出に関すること	障がい福祉課支援係提出フォーム https://logoform.jp/form/BcLm/618581